

# 利用者のために

## 1 はじめに

2003年（第11次）漁業センサスは、漁業の生産構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的として実施した。

## 2 調査の種類

### (1) 海面漁業調査

- ・ 漁業経営体調査 ... 海面に沿う市町村及び農林水産大臣が指定した市町村（沿海市町村）の区域内に所在する漁業経営体
- ・ 漁業従事者世帯調査 ... 沿海市町村に所在する漁業従事者世帯
- ・ 漁業管理組織調査 ... 沿海市町村に所在する漁業管理組織
- ・ 海面漁業地域調査 ... 農林水産大臣が指定する漁業地区

### (2) 内水面漁業調査

- ・ 内水面漁業経営体調査 ... 農林水産大臣の指定する湖沼の漁業経営体及び養殖業経営体
- ・ 内水面漁業地域調査 ... 農林水産大臣の指定する内水面漁業地域

### (3) 流通加工調査

- ・ 水産物流通機関調査 ... 魚市場、水産物卸売業者及び水産物買受人
- ・ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査 ... 冷凍・冷蔵工場及び水産加工場

## 3 調査の期日

平成15年11月1日現在（前回調査：平成10年11月1日現在）

## 4 用語の解説

### (1) 海面漁業調査

- ・ 漁業経営体

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、販売を目的として海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯及び事業所をいう。

ただし、調査期日前1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除いた。

なお、海面とは浜名湖・天竜川河口付近を含む海上をいう。

- ・ 経営体階層

(ア) 漁業経営体が調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層

大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層

(イ) 漁業経営体が調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層（上記(ア)以外）

漁船非使用、無動力船、動力船トン数規模別の各階層

なお、船外機付船のみを使用した経営体で(ア)に該当しない漁業経営体はすべて1トン未満階層とした。

	<p>動力漁船の合計トン数には、専用船(遊魚のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)のトン数は含んでいない。</p>
・ 漁業種類	<p>(ア)「主とする漁業種類」          漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。</p> <p>(イ)「営んだ漁業種類」          漁業経営体が調査期日前1年間に営んだすべての漁業種類をいう。</p>
・ 漁 船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。</p>
・ 経営組織区分	
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。
会 社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
共同経営	2人以上(法人を含む)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
・ 漁業従事者世帯	調査期日前1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われるか共同経営に出資して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。(ただし、個人漁業経営体世帯に該当するものを除く。)
・ 最盛期の海上作業従事者数	各漁業経営体において、調査期日前1年間に営んだすべての海面漁業を通じて、最も多くの人が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。したがって、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはならない。
・ 経営主の就業状態	
自営漁業のみ	個人経営体の経営主(自営漁業経営の意思決定を行う等責任を持つ人)で、自営漁業以外の仕事に従事してない者をいう。
自営漁業が主	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の年収が自営漁業以外の年収を上回る者をいう。
自営漁業が従	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の年収が自営漁業の年収を上回る者をいう。

- ・ 漁業就業者  
 漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で調査期日前1年間に  
 自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者  
 をいう。
- ・ 漁業地区  
 市区町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行わ  
 れる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業  
 に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定  
 するものをいう。  
 なお、浜松市内の漁業地区は湖面浜松と遠州浜松に分けられ  
 る。湖面浜松は旧篠原村、旧和地村、旧伊佐見村、旧庄内村を  
 合わせた地域であり、遠州浜松はそれ以外の浜松市内の地域で  
 ある。

漁業地区	経営体数	就業者数	漁船隻数	漁獲金額（万円）
湖面浜松	90	148	146	31,306
遠州浜松	138	166	38	12,541

(2) 内水面漁業調査

- ・ 内水面漁業経営体  
 湖沼漁業経営体  
 湖沼漁業経営体  
 湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。  
 調査期日前1年間に共同漁業権の存する湖沼のうち、地域に  
 おける漁業生産上重要な湖沼において、利潤又は生活の資を得る  
 ために、水産動植物の採捕又は養殖の事業を、販売を目的として  
 行った世帯及び事業所をいう。  
 静岡県には該当がない。
- ・ 内水面養殖業経営体  
 内水面養殖業経営体  
 調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るため、販売を目的  
 として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用  
 または放流用種苗の養成もしくは成魚を養成するため内水面に  
 おいて養殖を行った世帯及び事業所をいう。ただし、水田養魚は  
 除く。
- ・ 養殖目的  
 養殖種類を目的別に分類したものをいい、「食用」、「種苗用」、  
 「観賞用」及び「真珠」に区分される。
- ・ 養殖方法の区分  
 養殖池数  
 池中養殖  
 養殖経営体が過去1年間に使用した養殖池、網いけす等の数。  
 養殖を目的として作られた人工の養殖池を使用して養殖を  
 行うものをいう。ため池を使用した場合であっても、ため池本来  
 の目的でなく、養殖のためにのみ使用しているものを含む。
- ・ 止水式  
 止水式  
 止水面で養殖を行うものをいう。溶存酸素を適量に保つため、  
 動水機等によって水を強制的に流動させるもの及び水質悪化の  
 危険防止のため、補助的に地下水あるいは河川水等を注入して  
 いるものを含む。

流水式	常時新しい水の流入及び使用水の排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。
循環式	一度養殖に使用した水を循環濾過して、有害物質を取り除き、養殖に使用可能な水質まで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。
・内水面養殖業従事者数	調査期日前1年間に内水面養殖業経営体が養殖作業に従事した日の中で、通常の状態とみられる日の従事者数をいう。

## 5 統計表等に用いた記号の用法

- 「 - 」 皆無又は該当のないもの
- 「 ... 」 未調査又は数値が得られないもの
- 「 - 」 マイナスのもの
- 「 x 」 調査客体数が3未満のため被調査者に不利益をもたらさないように秘匿したもの

## 6 その他

- (1) 流通加工調査については、この結果書に掲載されていない。  
なお、海面漁業調査（漁業管理組織調査、海面漁業地域調査）、内水面漁業調査及び流通加工調査については関東農政局静岡統計・情報センターで調査を行った。
- (2) この結果書の数値は本市が県の協力を得て独自の集計をしたものであり、後日農林水産省が公表する数値と相違する場合がある。